

令和2年5月25日

保護者の皆様へ

尼崎市教育委員会

市立学校園における教育活動の再開について

平素から、保護者の皆様には、本市の教育活動に対しまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市におきましては、学校園の休業期間の長期化に伴う児童生徒の学習や心身の健康面に最大限の配慮をしつつ、感染症対策を講じながら子供たちの健やかな学びを保障することを目指して、令和2年6月1日（月）から（あまよう特別支援学校については、6月8日（月）から）学校園の教育活動を再開いたします。

ただし、引き続き感染予防に努める必要性及び長期休業後の子ども達の心身面への影響配慮等から、再開後2週間は教室内の児童生徒数を制限する分散登校とし、主に学校や生活習慣に馴染ませる期間とします。また3週目以降は、新たな感染拡大等がない限り、40人学級を基本とする通常授業の形とし、小学校については給食を再開いたします。

保護者の皆様におかれましては、感染防止に向けた取組に御協力をお願い申し上げます。

なお、学校再開は、国の緊急事態宣言の解除等を受けて、判断したものですので、今後の感染拡大状況等によっては再度、分散登校や臨時休業とする可能性がありますことをご了承ください。

1 分散登校（2週目まで）について

（1）各学校園共通

- ア 感染予防の徹底のため、登校園前に必ず検温を含む健康チェックをお願いします。
- イ 学校園においては、別添1「学校園における感染症予防について」に基づき、感染症対策に努めます。
- ウ 学校関係者に感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応については、別添2をご参照ください。

（2）各校種単位での分散登校の形態

ア 幼稚園（週前半・後半登園）

- （ア）各クラスを2グループに分散して登園し、保育を実施します。
- （イ）週の前半と後半とでそれぞれのグループの登園日を定めます。

	月	火	水	木	金
4・5歳児 共に	Aグループ	Aグループ	1週目 Aグループ	Bグループ	Bグループ
			2週目 Bグループ		

イ 小学校・中学校・高等学校（午前・午後登校）

（ア） 1クラスを2グループに分けて午前と午後に分けて登校し、授業を実施します。

（イ） 給食・昼食は実施いたしません。

	月	火	水	木	金
1校時	A	A	A	A	A
2校時	A	A	A	A	A
3校時	A	A	A	A	A
下校（A）	A	A	A	A	A
登校（B）	B	B	B	B	B
1校時	B	B	B	B	B
2校時	B	B	B	B	B
3校時	B	B	B	B	B

2 当面の出欠の扱いについて

当面の間、発熱や体調不良及び感染への不安を理由とした欠席については、出席停止扱いとします。

3 夏休みの短縮について

授業の遅れを補充するため、次のとおり夏休みを短縮します。（幼稚園を除く）

（1）小学校

8月1日（土）～17日（月） 夏季休業日（17日間）

（2）中学校

8月8日（土）～17日（月） 夏季休業日（10日間）

（3）高等学校

短縮の方向ですが、期間については県立学校の扱いも参考にしながら後日決定します。

4 給食の開始（小学校）について

学校再開後第3週目から給食を開始します。通常献立とします。

なお、1年生につきましては、第4週目から給食を開始します。学校からの案内でご確認願います。

5 中学校弁当について

学校再開後第3週目から弁当の販売を開始します。

6 部活動等について

分散登校期間中は活動しません（ミーティングや家庭トレーニング指導等を除く）。

7 ご家庭における児童生徒等の健康管理

（1）毎日、登校園前に検温と風邪症状の有無を確認してください。

（風邪症状・・・咳、息苦しさ、倦怠感、のどの痛み、鼻水、鼻づまり、味覚・嗅覚の異常、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐等平常と異なる症状）

- (2) 発熱（37.5度以上）や以上のような風邪症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させてください。
- (3) 毎日、健康観察記録表を記入し、学校園に提出してください。

8 ご家庭における感染予防

- (1) 手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- (2) 免疫力を高めるため、別添3「生活リズムをととのえよう」を参考に、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- (3) 家庭内で感染を広げないように、換気や消毒を実施してください。

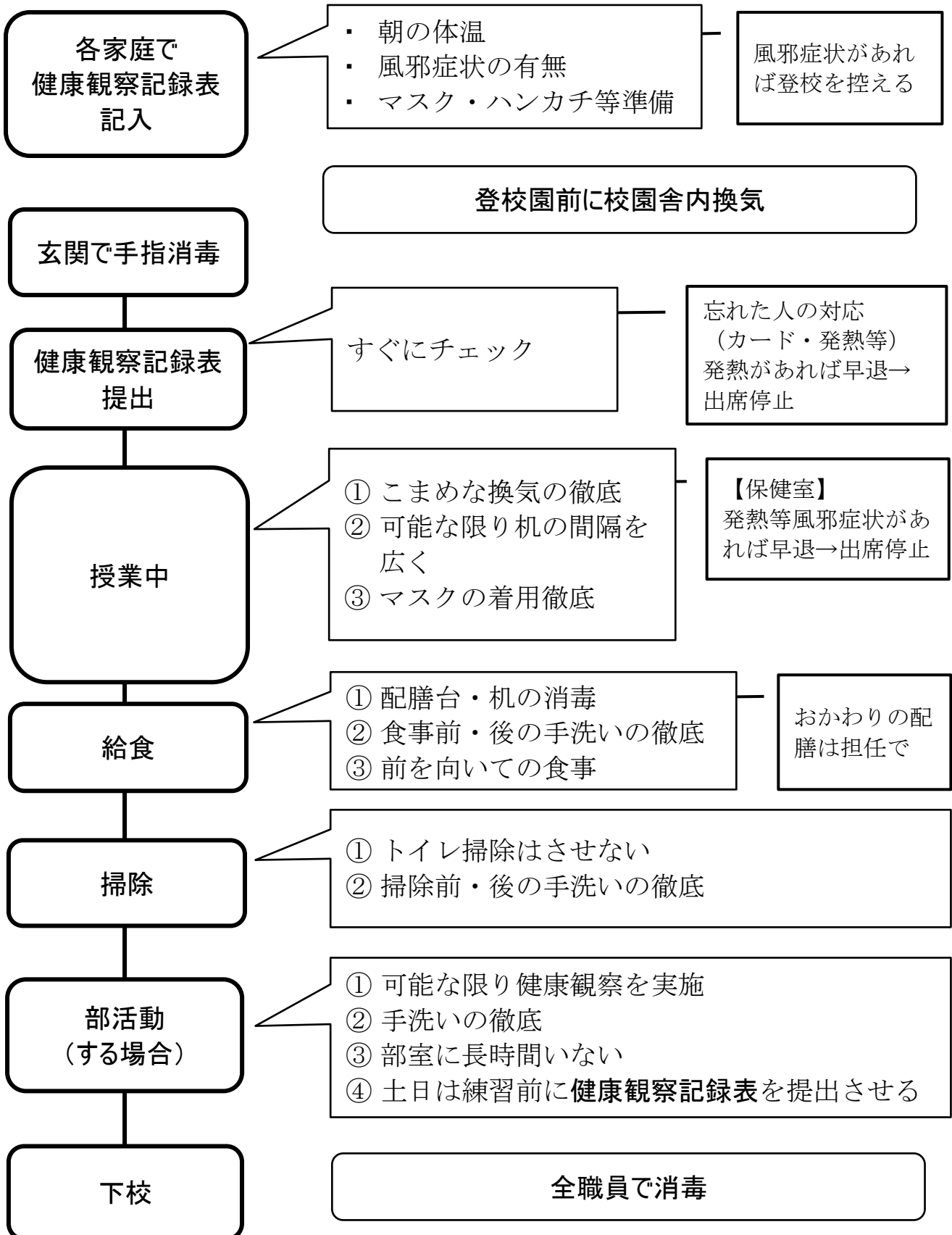
9 その他

- (1) 学校園生活の中では、児童生徒等の皆さんが集合する場面も想定されますことから、咳エチケット（マスクの着用）を徹底することが大切です。学校園再開に向けたマスクの準備について、ご家庭においても手作りマスクを作成していただくなど、御協力をお願いします。また、ハンカチ・ティッシュやマスクを置いたり持ち運んだりするための布またはビニール袋の準備もあわせてお願いします。
- (2) 学校園で児童生徒等の発熱等風邪症状がみられた場合、自宅で休養させることとなります。登校園後も、学校園と連絡がとれるようにしておいてください。
- (3) 学校園での感染拡大防止のため、嘔吐物等で汚れた衣類については密閉したビニール袋に入れてそのまま返却します。ご家庭で処理をしていただきますよう、お願いいたします。
- (4) 児童生徒等やご家族がPCR検査等を受ける場合や発熱等体調不良の場合は、速やかに学校園にご連絡ください。

以 上

学校園における感染症予防について

尼崎市教育委員会



学校関係者に新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応について (5/22現在)

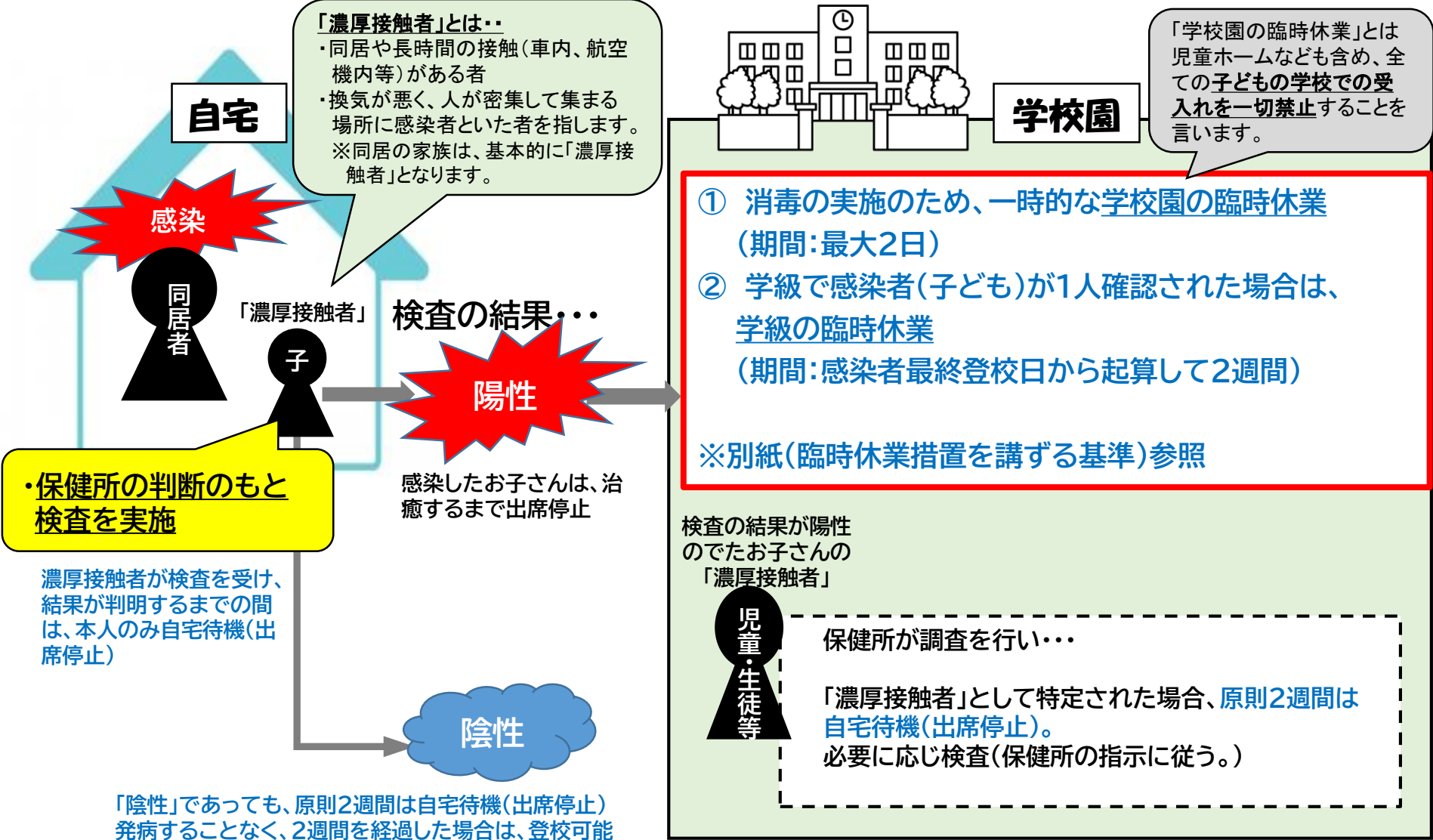
別添 2

尼崎市教育委員会

<お子さんの同居者(保護者など)が感染した場合>

※同居者は感染していないものの、そのお子さんが感染した場合は、以下の「陽性」の場合と同じ対応になります。

※濃厚接触者に特定されていないお子さんが、体調不良等により検査を実施し、陰性となった場合は、症状がなくなり次第、登校可能となります。



【別紙】臨時休業措置を講ずる基準 (5/22現在)

新型コロナウイルス感染症防止のため、臨時休業措置については、以下のとおり講ずるものとする。(学校保健安全法第20条)

1 「学級の臨時休業」を行う場合

- ① 学級で感染者(子ども)が1人確認された場合 ※
- ② 教職員等に感染者が確認され、当該教職員等の濃厚接触者として学級内の子どもが2人以上確認された場合 ※

2 「学年の臨時休業」を行う場合

- ① 過半数以上の学級で感染者(子ども)が確認された場合 ※

3 「学校園の臨時休業」を行う場合

- ① 過半数以上の学年で感染者(子ども)が確認された場合 ※

※ 期間は、感染者最終登校日から起算して2週間

また、学校関係者に感染者が確認された場合は、消毒や濃厚接触者特定などのため、「一時的な学校園の臨時休業(最大2日)」を行う。

なお、この取り扱いについては、当面の基準であり、日々の状況変化により今後変更を行うことがある。また、それぞれ個別の状況に合わせて、保健所の指示のもと、個別対応が生じる場合がある。



せいかつ

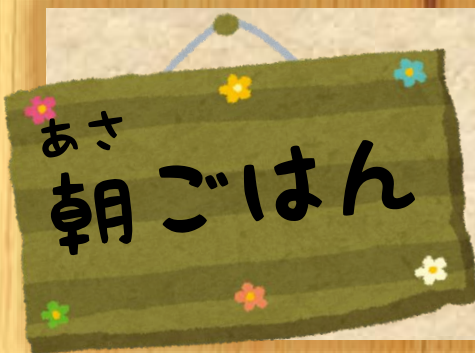
生活リズムをととのえよう！



ぐっすり寝よう！

ね寝る時刻、お起きる時刻を決めて

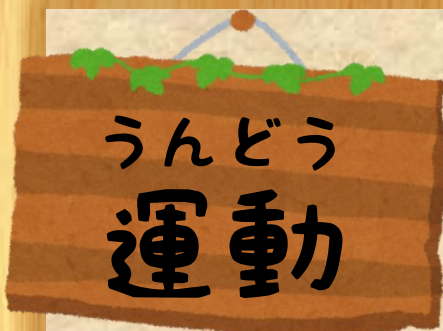
じゅうぶん十分なすいみん時間ととりましょう。



しっかり食べよう！

あさ朝ごはんは、いち1日のエネルギーのみなもと源。

バランスの良い食事をとりましょう。



げんき 元気にあそぼう！

できるかぎりそと外でからだ体を動かして

つよ強いからだ体をつくつく作りましょう。



保護者の皆様へ

元気に学校生活を送るためには、規則正しい生活リズムをとり戻し、学習への意欲や体力を高めることが大切です。3つのことを心がけ、健康な心と体で毎日を過ごせるよう、ご家庭でのご協力をお願いいたします。

尼崎市教育委員会